

## ※2020年度社会保障の充実を求める自治体要請キャラバン 11~19ページ “千葉県への要請と回答書”について

一部レイアウトの影響で読み辛い箇所がありましたので、以下に記載しました。

12ページ

11	要請項目	新たな「公立病院改革ガイドライン」に基づく自治体病院の統廃合、再編・ネットワーク化、経営形態の変更など、医療提供体制を後退させることのないようにすること。特に県立循環器病センター、県立佐原病院など地域医療を担う県立病院の存続・充実を図って下さい。また、東千葉メディカルセンターへの支援を抜本的に強化して下さい。
----	------	---

14ページ

24	回答	社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業として、生活困窮者のために、無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設、いわゆる無料低額宿泊所に対しては、毎年度、現況調査を行うとともに、社会福祉法に基づく立ち入り検査を実施しています。 高齢者の入所する施設は、老人福祉法に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホームが社会福祉法に基づく第一種社会福祉事業として位置づけられており、また、有料老人ホームは老人福祉法に規定されている。 県において、養護老人ホーム、軽費老人ホームは原則として1年に1回の頻度で、有料老人ホームにおいては、2年に1回でそれぞれの法律に基づき立入検査を行っている。
26-⑦	回答	介護サービス利用料の3割負担化については、世代間、世代内の負担の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から見直しされたものです。 なお、負担軽減のため、ひと月に支払った利用者負担の額の合計が一定の額を上回った際に、その超過分を払い戻す高額医療サービス費の仕組みが設けられています。 また、3割負担の利用者のうち、保険料の徴収権が時効により消滅した期間がある方に対して、保険料を納めた方との負担の公平性の観点から4割負担とするものです。

15ページ

28-①	回答	当面、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、感染の疑いのある者が医療機関を受診する必要がある場合には、直接医療機関を受診できることとし、この間資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うこととされています。 資格証明書については、機械的に交付するのではなく、滞納世帯の所得状況、生活状況など個々の実情を十分に勘案して運用するよう市町村に対し指導しているところです。
31	要請項目	滞納処分の実施にあたっては、市町村まかせにせず、国保の「運営を担い、財政運営の責任主体」として、被保険者の基本的人権を尊重し、暮らし、健康、営業に十分配慮し、「納税緩和措置」に基づく「収納対策の支援」を行なってください。

16ページ

36	要請項目	県国保連、市町村が、「国保法」、「国保運営方針」で定められている「国保は社会保障制度」であることを、ポスター やホームページ、「国保のしおり」などの広報で、明示するように助言して下さい。
36	回答	県としては市町村に対し、保険者指導や各種研修会を通じて、国保の各種制度についての積極的な広報の実施、適切な運用について指導しているところです。 なお、実際の広報にあたっては、賦課方式や被保険者の年齢構成、職域など市町村において状況は様々であり、市域の実情に即した広報がなされているものと考えています。

以上